# 江戸川区立瑞江小学校PTA個人情報取扱方法

#### (目的)

#### 第1条

この個人情報取扱方法は、江戸川区立瑞江小学校PTA(以下『本会』とする)が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定める事により、事業の円滑な運営を図ると共に、個人情報に関する権利・利益を保護する事を目的として制定する。

## (指針)

## 第2条

本会は個人情報保護に関する法令等を遵守すると共に、個人情報保護法に則って運用管理を行い活動において個人情報の保護に努めるとする。

#### (周知)

#### 第3条

本会において取得・保持する個人情報の取扱方法については、総会資料または通知など適宜の方法により会員 に周知する。

## (利用目的)

#### 第4条

本会では個人情報を次の目的の為に利用する。

- (1) 会費請求、管理等の為の連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の連絡
- (3)役員・保護者及び児童名簿等の作成
- (4) 平成9年度より保護者見守りの一環(非会員含む)として行われている旗当番の名簿作成
- (5) 災害時や緊急時の学校との連携及び連絡

## (個人情報の取得)

# 第5条

- 1.本会が取り扱う個人情報及びその利用については、PTA会長宛に書面で提出された次の事項とする。
- (1) 保護者氏名、児童氏名
- (2) 住所、電話番号
- (3) その他必要とするもので同意を得た事項
- 2.前項の規定にかかわらず、要配慮個人情報等を収集する場合は、別途本人の同意を得るものとする。

#### (同意の取り消し)

#### 第6条

- 1.保護者は、個人情報の取扱に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項・項目または全ての事項・項目について、その同意を取り消す事ができる。
- 2. 不同意の申し出があった場合、本会は直ちに該当する個人情報を廃棄または削除しなければならない。 ただし、名簿等として既に配布しているものについては、削除の連絡をする事でこれに替える。

#### (管理)

#### 第7条

- 1.個人情報は、本会役員が適正に管理する。
- 2. 不要となった個人情報は、適切かつ速やかに廃棄する。

## (保管)

## 第8条

個人情報データベースは、紙媒体は施錠保管、電子データはファイルにパスワードをかけるなど 適切な状態で保管し、校外への持出は禁止とする。

#### (第三者提供の制限)

#### 第9条

本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に 提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命や身体又は財産の保護の為に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難である時
- (3)公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進の為に特に必要がある場合であって、本人の同意を得る事が困難である時
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行する事に対して 協力する必要がある場合、本人の同意を得る事により当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある時

#### (第三者提供に係る記録の作成等)

## 第10条

個人情報を第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)に提供した時は、 次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名
- (2)提供年月日
- (3)提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5)対象者の同意を得ている旨

#### (第三者提供を受ける際の確認等)

#### 第11条

第三者(第9条第1号から第4号の場合及び都、市役所、区役所を除く)から個人情報の提供を 受ける時は、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名/住所
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3)提供をうける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は記録不要)

## (秘密保持義務)

# 第12条

全保護者は、職務上知る事が出来た個人情報をみだりに他人に知らせる事、又は不当な目的に 使用してはならない。その職務を退いた後も同様とする。

#### (情報開示等)

# 第13条

本会は本人から、個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められた時は、法令に沿ってこれに応じる。

#### (漏えい時等の対応)

## 第14条

個人情報データベースを漏えい等(紛失含む)した恐れがあることを把握した場合は、直ちに本会 役員に報告する。

## (苦情の処理)

## 第15条

本会は個人情報の取り扱いに関する苦情に対し、適切かつ迅速に努めなければならない。

## 附則

本取扱方法は、令和五年一月より施行する。

尚、この取り扱いは法令の改正または実務上の不備が発生した場合には、本会役員会で協議・検討し 改定する事ができる。

取扱方法を改定した場合は、第3条に定める周知の方法をもって全保護者へ周知するものとする。